

第 3 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条の5第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の5の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第15条の6第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の10第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(熊本県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号、第3号及び第4号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「外」を「ほか」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、「第4条第3項」を「次条第3項」に改め、同項第1号中「金」を「額」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加え、「金」を「額」に改め、同項第1号中「本条」を「この条」に改め、同項第2号中「相当する金」を「相当する額」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第3条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「100分の2」を「100分の3」に改める。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に、「この項」を「以下この項」に改め、同項第5号中「引続いた」を「引き続いた」に改める。

第12条第1項第2号中「（法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第21条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条（熊本県職員等退職手当支給条例第12条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条及び第4条から第7条までの規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例、熊本県立学校職員の給与に関する条例、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。